

## 個人向け

<b>給付</b> もらえる	すべての方に対して	<b>国</b> 特別定額給付金	一律1人 <b>10万円を給付</b>	※住民基本台帳に記載(4月27日時点)されているすべての人 ※DV 被害者への救済措置もあります	<b>申請受付 8月末まで</b>	・福岡市特別定額給付金 コールセンター 0570-092-012 (平日)09:00~18:00
	住居の確保をしたい(主に失業者向け)	<b>国</b> 住居確保給付金	対象:離職・自営業の廃業等で住宅を失う恐れのある人など 支給額:家賃相当額(ただし上限額は市町村によって異なります) 支払期間:原則3か月(一定要件を満たせば最長9ヶ月まで可能)			・福岡市生活自立支援センター 0120-17-3456 (平日)09:00~17:00 092-732-1188 ・福岡県保護・援護課 092-643-3315
	<b>新</b> 医療・介護従事者への支援	<b>国</b> 医療・介護従事者等への慰労金	対象:感染症患者と接する医療従事者、感染した入所者と接する介護、障がい福祉サービス事業者等の職員 支給額:一人あたり5万円~20万円			・福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 事業担当 092-643-3344
	<b>新</b> ひとり親世帯への支援	<b>国</b> 臨時特別給付金	対象:生活が困窮しているひとり親で児童扶養手当受給世帯 支給額:1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円			・福岡市ひとり親家庭支援センター 092-715-8805 ・福岡県児童家庭課 092-643-3259
	<b>新</b> 経済的に困難な学生等が学びを継続するために	<b>国</b> 学生支援緊急給付金	対象:国公立大学(大学院含む)・短大・高专・専門学校 支給額:住民税非課税世帯の学生20万円 / それ以外の学生10万円 文部科学省サイト: <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html</a>			日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) 0570-666-301
<b>貸付</b> かりる	生活の立て直しが必要(主に失業者向け)	<b>国</b> 総合支援資金	複数世帯:月20万円以内 単身世帯:月15万円以内 据置期間:1年以内 償還期限:10年以内 貸付期限:原則3ヶ月以内 ※償還時になお所得減少が続く住民税非課税世帯は返済免除の特例が受けられます	<b>無利子</b>		・福岡市中央区社会福祉協議会 092-751-1121 ・福岡県社会福祉協議会 092-584-3377 ・厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」 0120-46-1999 9:00-21:00(土日祝含む)
	一時的に資金が必要(主に休業者向け)	<b>国</b> 緊急小口資金	10万円以内。ただし、特に必要と認められた場合は20万円以内 据置期間:1年以内 償還期限:2年以内 ※償還時になお所得減少が続く住民税非課税世帯は返済免除の特例が受けられます			
<b>猶予・減免</b>	税金が支払えない	<b>国</b> 税の徴収猶予「特例制度」	納税者・特別徴収義務者:2020年2月以降、事業等に係る収入が前年同期比20%以上減少し、納税が困難。 個人住民税・法人税・固定資産税等すべての税目が対象			・福岡税務署 092-771-1151 ・福岡県西県税事務所 092-735-6141 ・福岡市中央区課税課 092-718-1049
	国民健康保険の支払いが難しい	<b>国</b> 国民健康保険軽減・減免措置	軽減:会社都合退職 やむを得ない自己都合退職者で雇用保険受給資格者証取得者 前年の給与所得を30/100として計算 減免:新型コロナ感染症により生計維持者が死亡・重症の世帯、前年比収入30%以上減の世帯など			福岡市中央区保護年金課 092-718-1124
	家計が急変して奨学金返済ができない	<b>国</b> 日本学生支援機構奨学金返還期限猶予	猶予期間:1年毎に申請 通算10年まで 収入条件:直近3か月の給与明細書等を元に計算 ※ほかにも減額返済制度等もあり。詳細は機構へ			日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) 0570-666-301

複雑な助成金申請手続きなどを  
 指導・助言します

新型コロナウイルス感染症に係る「雇用維持・労務管理」を県が **無料相談**

お問合せ先 雇用維持のための専門家助言事業運営事務局 **092-715-4383**

県 「福岡の魅力再発見」キャンペーン

九州在住者(福岡含む)に対して **割引**

①本県の宿泊施設利用 **一泊最大5千円/人**

②本県を周遊する旅行商品 **一泊最大5千円/人 日帰り最大3千円/人**

まもなく開始!

福岡県議会議員 **原中誠志**

〒810-0044 福岡市中央区六本松3-11-33-102  
 電話:092-406-9390  
 FAX:092-406-9391  
 Mail: info@haranaka.jp  
 URL: http://haranaka.jp/

**コロナ関連でお困りの時はご連絡下さい!**



●そのほかにも、公共料金、電話料金、住宅ローンなどについて、支払期限延長など個別の対応をしています。公共料金については、国からも支払猶予について柔軟な対応を要請しています。●休暇、休業、解雇等の労働に対する相談は「新型コロナウイルス感染症特別労働相談窓口」(福岡県各地区労働者支援事務所)08:30~17:15(土日祝除く)福岡:092-735-6149